

〈農地の相続等の届出のお願い〉

農地を相続したときは・・・



**地元の農業委員会に
届出をお願いします**

農業委員会では、例えば、相続した方が地元を離れていて、自分では手入れができない場合に、農地の管理についてのご相談や、地元で借り手を探すなどのお手伝いをします。

農地法の改正により、相続などによる農地の権利取得を農業委員会がきちんと把握し、農地の有効利用に努めます。

手続は簡単です。農業委員会の窓口までお越しください！

(届出書の様式は裏面のとおいです。)

南種子町農業委員会事務局
電話 0997 26 1111(代)